

葬儀の現場から ～『365分の1』の旅路～

今年も残りわずかとなってまいりました。日々の移り変わりはあっという間で、気が付けばまた一つ歳を取っていることに唖然とする瞬間があります。しかしながら、今年は新しいスタッフも加わり、初々しさや緊張感をもって仕事をしている姿を見て、自身も初心忘れるべからずと強く決意を胸にする今日この頃なのです。



さて、出会いもあれば別れもあるものです…。先日担当させて頂いたお客様のお話です。事前にドリーマーへ相談があり、お話を聞くとお母様が高齢で容体があまりよろしくなく、お医者様からも「覚悟を」と言われているとの事でした。そのお話から一週間程でお母様は他界され、お迎えにあがる事となりました。夜間の0時をまわる頃のお迎えでした。翌日、御葬儀のお打合せを故人様の長女様とさせて頂く中で、色々とお話を聞かせて頂きました。話によると、故人様のご主人は10年前に他界されており、それも今回亡くなられたお母様とまったく同じ日付で同じ時間に亡くなられていたそうです。長女様は「まるで父がお迎えに来たみたいで不思議ですね」と言われていました。

葬儀の仕事に携わっているとそういった事柄に時々直面致します。それは、年忌法要であったり、お盆の時期であったりと様々です。その度に思う事ですが、365分の1日でその日に旅立っていくということは家族の仲が本当に良かったのだろうと思うのです。大切な人がいつかは居なくなるという運命は抗えませんが、思い出という共有した時間は残された人達の中から色あせることなく大切な時間として残っていくのかもしれない。

こういった体験をお聞きするたびに、私も家族を大切に、仲良く過ごしていくことが一番だなと思う年の暮れなのでした。



吉田圭佑

あとがき

街はイルミネーションで華やき、軽快な音楽に心も体も軽くなる12月。クリスマスが終わると、年の瀬に向けての準備で大忙しになります。大掃除やお正月の準備など何かと大変で、忙しさや寒さで体調もくずしやすい時期ですので、くれぐれも皆様もお体には気を付けてよいお年をお迎えください。



出口秀美

今年一年『まほろば』をご愛読くださり誠にありがとうございました。来年も皆様楽しんでいただけるようスタッフ一同取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

万が一の時に、喪主になられる方へ、いざという時に慌てないために事前準備をしっかりと行うことが大切です。

①お葬式の流れ
もしもの時に慌てないために、ご臨終から通夜、葬儀、初七日法要までの流れを把握しておきましょう。

②生前見取り
生前見取りとは、生前中に葬儀プラン等を設定し、見取り書等を発行するサービスです。葬儀の内容を十分検討出来ることと、事前に費用を把握することで金銭的な不安を解消できます。

③個別相談
ドリーマーでは、ご相談者のご要望を確認した上で、不安な事柄を汲み取りながら不安な点についてお答えします。

**お問い合わせ
資料請求**
お急ぎの方は
電話にて
対応いたします。

フリーダイヤル
0120-44-5880
365日24時間対応しております。
【通話無料】携帯電話でもつながります。
ドリーマーご自宅出張
無料事前相談実施中 !!

◆ドリーマーではご葬儀前に必ず全てのお見積もりをお客様に提示いたします。
◆ご予算に合わない場合は、予算に合わせて内容の変更が可能です。
◆後で想定外の費用が発生する事はございません。

ドリーマーの
ご葬儀費用

相続対策に役立つ生命保険の活用

相続対策としてこれまで一般的だった生前贈与は、税制改正により封じ込められる可能性があります。そこで、生命保険の活用を検討してみたいかがでしょうか。相続対策では、保険期間が一生続く「終身保険」を利用します。契約者と被保険者（保障の対象となる人）が同じで、被保険者が死亡した時に死亡保険金が支払われるタイプには、次のような特徴があります。

- ①死亡時にはすぐに現金で死亡保険金が支払われる。
- ②死亡保険金の受取人を指定できる(遺言と同じ効果があり、受取人は相続放棄しても受け取れる)。
- ③受取人が単独で請求できる。
- ④死亡保険金は遺産分割の対象外となる。
- ⑤受取人が相続人の場合には非課税枠がある。

これらを踏まえて、生命保険が具体的に相続のどのような場面で有効かを見てみましょう。

1. 納税資金の確保

相続税がかかる場合、相続発生から10か月以内という短い期間に納税資金を準備しなければなりません。納税する人を受取人に指定しておけば、死亡保険金を納税資金に充てられます。

2. 遺産分割

相続財産の大半が不動産であるような場合に、不動産を引き継ぐ人がその見返りとして、他の相続人に代償金（現金）を支払う遺産分割方法を「代償分割」といいます。不動産を相続させたい人に生命保険で代償金の資金を残しておけば、不動産を分散させずに遺産分割をスムーズに進めることができます。

代償分割を行う際には「遺産分割協議書」に誰が誰に、いくら代償金を支払うかを書いておきましょう。書いていないと贈与税が課せられることもあるので注意が必要です。

3. 節税

相続人が受け取る死亡保険金には「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があります。この非課税限度額適用後の遺産の総額が基礎控除額以下となる場合、相続税の申告は不要です。このように相続人を受取人とした終身保険に加入しておく、相続税が節税できます。

今回はこの生命保険の契約形態による取扱いを取り上げます。生命保険には、いろいろな活用法があるものの、契約の仕方を誤ると逆効果にもなりかねません。大切な財産を守るため、セミナーに足を運び、ぜひ一度専門家に相談してみたいかがでしょうか。

JBAグループ

★ ドリーマー葬祭 3つの安心 ★

事前相談受付中!

葬儀の事って
意外に知らないし分からない。
だからこそ事前にご相談を!

事前に安心 事前相談&無料見積

葬儀の流れや準備など
気になる事を葬祭ディレクターが
丁寧に説明いたします。
事前の見積も無料作成いたします。
葬祭会館の見学は
ご予約いただければご案内いたします。



見積り作成で今なら…
5000円分の施行割引券
プレゼント!!

新規会員募集中!

月々2000円(完納20万円)
積み立てて、ご家族様は誰でも
使えてとってもお得★

お得で安心の 会員システム

一般葬はもちろん家族葬、
各種法事や成人式・
結婚式にもご利用いただけます。



充実の30万円コース、
50万円コースもございます

葬儀保険募集中!

無配当1年定期保険(保険金建)

会員システムに含まれない費用や
お寺さんの費用、仏壇や墓石など
他にかかる費用へ保険を活用
さらに安心の葬儀保険

満89歳まで申し込み可能※1
死亡保険金額は30万円～300万円
10万円ごとに細かく設定できるので
必要な死亡保障をお手頃な保険料で
ご準備いただけます。使い道も自由!

満60歳の女性の場合月々約662円※2

死亡保険金額100万円のケース
※一例ですのでお客様の年齢や死亡保険金額により変動

※1 告知書の記入が必要で、健康状態などによってはお引受けできない場合があります。最長満89歳まで更新できます。
※2 上記は、年払保険料(7,940円)を月換算した金額で、月払保険料ではありません。小口以下切り上げ保険料は毎年適増します。
詳しくは資料をご請求のうえ「ご契約内容(契約概要)」[特に重要なお知らせ(注意喚起情報)]「ご契約のしおり」[お見積り]を必ずご確認ください。
【取扱い会社】株式会社ドリーマー
【引当保険会社】株式会社メモリード・ライフ(登録番号)関東財務局(少額短期保険)第18号(保証番号)ALAD0007-27